

平成二十九年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

平成二十九年九月十三日（水曜日）

出席委員（十四名）

委員長	工藤健一		
副委員長	奈良完治		
委員	阿部祐己	五十嵐	忍
	前田信一	奈良岡	文英
	小野稔	藤林	公正
	吉村忠男	相馬	勝治
	佐々木政美	横山	哲英
	浅利直志	野呂	日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長 平田博幸

副町長	五十嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	能登谷 英彦
企画財政課長	榊 淳一
税務課長	三浦 郁雄
住民課長	久保田 整
福祉課長	齋藤 美津昭
建設課長	阿部 悟
農政課長農委事務局長併任	横山 精逸
会計管理者・会計課長	幸田 信雄
上下水道課長	對馬 猛清
監査委員	神 忠勝
選管委員長	加福 孝二
教育長	武田 登
学務課長	兵藤 範明
学校給食センター所長	
生涯学習課長	森 篤
農業委員会会長	野呂 廣志
地方創生推進室長	工藤 峰靖

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 孝司

係 長

久保田 育子

審 査 日 程

議案第六十五号 平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十六号 平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十七号 平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第六十八号 平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成二十九年九月十三日

開 議 午前十時

○委員長（工藤健一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から議案第七十号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの六件であります。

議案の説明のため、理事者及び説明員の出席を求めています。

初日の本日は、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十八号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十九号平成二十八年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初め、全部で二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第六十五号……（「委員長」の声あり）浅利委員。

○浅利直志委員

審査日程といいますか、これについて私は本日は第六十五号、第六十六号で十分なのではないかなと思います。その理由は、これで本日、十分審議できるのではないかと考えておりますので、審査日程について動議を提出したいと思いません。

○委員長（工藤健一君）

それでは、浅利委員からそういう意見がありましたけれども、皆さんの意見を拝聴いたします。（「賛成ねばだっきゃ動議まいんだじゃ。誰も賛成ねばな」「ちゃんと諮ればいいじゃな、委員長が」の声あり）

皆さんにお諮りいたします。賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

賛成の方、少数でありますので、日程どおり進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、審査日程に従い、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者・会計課長（幸田信雄君）

改めまして、おはようございます。それでは、議案第六十五号平成二十八年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、歳入歳出を一括してご説明申し上げます。

事前配付しております平成二十八年度藤崎町決算書をもってご説明させていただきます。

まず、決算書百八十六ページをお開きください。百八十六ページの実質収支に関する調書には、一般会計の歳入歳出の決算額や歳入歳出差引額等が書かれておりまして、平成二十八年度藤崎町一般会計の決算は、歳入総額八十億三千六百一万四千円余り、歳出総額七十七億六千三百六十三万四千円余り、歳入歳出差引額、つまり形式収支額は二億七千二百三十八万円余りとなったものであります。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額が実質収支額となるわけですが、ここでの翌年度へ繰り越すべき財源とは、繰り越すべき財源のうち国庫補助金や地方債等の特定財源を除いた一般財源のことです。よって、歳入歳出額差引額二億七千二百三十八万円から翌年度へ繰り越す

べき一般財源九千百十七万一千円余りを差し引いた実質収支額、いわゆる決算剰余金が一億八千二百二十万八千円余りの黒字決算となったものであります。

この実質収支額一億八千二百二十万八千円余りのうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定に基づき、歳計剰余金処分として財政調整基金へ一億円、減債基金へ五千万円の合計一億五千万円をそれぞれの基金へ積み立て、残りの三千二百二十万八千円余りを平成二十九年度へ繰り越したものであります。

まず、歳入について、その主な概要を決算事項別明細書等でご説明申し上げます。決算説明資料の四百十八ページをお開きください。

四百十八ページの平成二十八年度財源の構成は、平成二十八年度の歳入決算額に対する各款別の決算額、構成比率と前年度との増減額、増減率を表記したものであります。一番下にあります歳入合計額を見ていただくとわかりますように、前年度の決算額と比べると三億二千八百二十八万一千円余り、率にして四・三%の増となったものであります。

その主な要因は、地方交付税が減額となったものの、町税や国庫支出金、それに地方債が増額となったことによるものであります。

また、右側の円グラフをごらんください。歳入総額の自主財源、依存財源別の構成比率等をあらわしたグラフであります。町税等の自主財源は十七億六千二百八十五万七千円余りで、歳入全体に占める割合が二一・九%となっております。一方、地方交付税等の依存財源は六十二億七千三百十五万八千円余りで、歳入全体に占める割合が七八・一%と、藤崎町の財源の多くは地方交付税等に依存している状況にあります。

それでは、増減幅の大きな歳入項目や未収金等を中心にご説明いたします。二十二、二十三ページをお開きください。

第一款町税は、調定額十二億七百二十五万六千円余りに対して、収入済額が十一億二千九百二十一万六千円余り、不納欠損額が六百九十六万九千円余り、収入未済額が七千七百七万円余りとなったものであります。調定額に対する収入済額

の収納率は九三・五％、前年度の収入済額に比べると四千三百八十六万一千円余り、率にして四・〇％の増となったものであります。

自主財源の大宗を占める町税のうち、第一項町民税については、調定額五億三千七百九十万九千円余りに対して収入済額が五億一千四十三万二千円余り、不納欠損額が百十三万六千円余り、収入未済額が二千六百三十四万円余りで、調定額に対する収納率は九四・九％となったものであります。

第二項固定資産税については、調定額五億二百二十四万九千円余りに対して収入済額が四億五千四百六十三万四千円余り、不納欠損額が五百五十三万円余り、収入未済額が四千二百八万四千円余りで、調定額に対する収納率は九〇・五％となったものであります。

第三項軽自動車税については、調定額五千三百二十三万二千円余りに対して収入済額が五千二十八万四千円余り、不納欠損額が三十万二千円余り、収入未済額が二百六十四万五千円余りで、調定額に対する収納率が九四・五％となったものであります。

第四項町たばこ税については、収入済額が一億一千三百八十六万五千円余りとなったものであります。

二十六、二十七ページをお開きください。二十六ページ中ほどにあります第九款地方交付税につきましても、収入済額が三十五億四千三百六十八万四千円で、前年度と比べると一億一千三百八十五万六千円、率にして三・一％の減となったものであり、その内訳としましては普通交付税が三十三億一千九百六十九万八千円、特別交付税が二億二千三百九十八万六千円となったものであります。

次に、第十一款分担金及び負担金であります。調定額一億六千五百八万七千円余りに対して、収入済額が一億六千四百三十八万四千円、不納欠損額が二万円、収入未済額が六十八万二千円余りとなったものであります。不納欠損額の二万円は保育料であり、収入未済額六十八万二千円余りは、第一目民生費負担金のうち児童福祉費の未収金額、つまり保

育料の未収金五十五万二千円余りと、第二目教育総務費負担金の収入未済額、つまり次のページ、二十八、二十九ページにあります給食費の未収金十三万円余りの合計額であります。

次に、第十二款使用料及び手数料であります。調定額が六千二百五十一万四千円余り、収入済額が五千二百八十八万二千円余り、不納欠損額が二百二十一万二千円余りで、収入未済額が七百四十一万九千円余りとなったものであります。不納欠損額及び収入未済額は第二目土木使用料第一節の住宅使用料であります。

三十、三十一ページをお開きください。第十三款国庫支出金の収入済み額は十億一千七百七十六万四千円余りで、前年度に比べると、一億二千七百八十三万四千円余り、率にして一四・四％の増となったものであります。増額幅が大きかった主な収入項目としましては、三十二、三十三ページをお開きください。上から三行目にあります第三節児童福祉費負担金の保育所運営費負担金の二億三千四百六十三万五千円余りと、中ほどにあります第一目総務費国庫補助金第一節総務費補助金の地方創生加速化交付金の四千百九十三万三千円余り、下のほうにあります第二目民生費国庫補助金第二節社会福祉費補助金の臨時福祉給付事業費補助金と臨時福祉給付事業費補助金（低所得者の高齢者向け）の合計額一億二千二百七十五万二千円、それに三十四、三十五ページをお開きください。一番上にあります第三項土木費国庫補助金第一節土木費国庫補助金の社会資本総合整備交付金二億二千八十二万円などであります。

同じページの下の方にあります第十四款県支出金につきましては、収入済額が五億六千二百十八万六千円余りで、前年度に比べると四千四百九十四万三千円余り、率にして七・四％の減となったものであります。減となった主な理由としましては、この決算書には書いておりませんが、前年度実施した再生可能エネルギー等導入事業費補助金がなくなったことが挙げられます。

四十、四十一ページをお開きください。中ほどにあります第十五款財産収入については、収入済額が二千百三十七万円余りとなっており、前年度に比べると七百八十五万二千円余り、率にして五八・一％の増となったものであります。ふ

えた理由としましては、四十二、四十三ページをお開きください。上から三行目にあります第三目出資金返還金の五百十五万六千円余りで、これは解散した藤崎町土地開発公社からの出資金の返還金であります。

次に、第十六款寄附金であります。収入済額が千三百七十一万円で、前年度に比べると七百二十六万五千円余り、率にして一一・七％の増となっておりますが、ふえた理由といたしましては、第二目指定寄附金のふるさと納税寄附金が千三百二十六万円で前年度と比べると増額となったものであります。

次に、第十七款繰入金であります。収入済額は二億二千九百五十万八千円余りで、前年度に比べると千八百九十一万二千余り、率にして九・〇％の増となったものであります。ふえた主な理由としましては、第二項の基金繰入金のうち財政調整基金から一億四千九百五十五万二千円を、公共施設等整備基金から五千五百万円を取り崩して一般会計へ繰り入れたことによるものであります。

四十四、四十五ページをお開きください。中ほどにあります第十九款諸収入については、収入済額が一億二千四百三十二万七千円余り、収入未済額が三十二万四千円となったものであります。前年度の決算額と比べると三千五百十九万一千円余り、率で三九・五％の増となったものであります。増額となった収入項目としましては、第三項貸付金元利収入第二目の実践型地域雇用創造事業資金貸付金元利収入の七百万円と、もう一つは四十八、四十九ページをお開きください。右から四行目にありますその他雑入の三千八百四十七万六千円余りであります。前年度に比べると三千五百十五万六千円余りの増額となったものであり、これは平成二十七年度子どものための教育・保育給付金二千八百八十四万円余りをその他雑入で収納したことによるものであります。

第四目の弁償費の調定額が三十二万四千円で、全額収入未済額となっておりますが、これは空き家対策事業での未収金であります。

次に、第二十款町債であります。収入済額が八億一千六十万円であり、これは前年度に比べると二億八千七百五十万

円、率にして五五・〇%の増となったものであります。町債で借入額が多かった収入項目については、五十、五十一ページをお開きください。第五目教育債第一節合併特例事業債の藤崎町文化センター整備事業二億八千六百六十万円と、次の第六目第一節臨時財政対策債の二億七十万円であります。

最終行の歳入合計欄をごらんください。平成二十八年度の歳入の予算現額は九十億一千九百九十四万三千円、調定額は八十一億二千四百七十一万四千百七円、収入済額八十億三千六百一万四千六百七十六円、不納欠損額が九百二十万二千三百六十円、収入未済額が七千九百四十九万七千七十一円となったものであり、予算現額に対する予算執行率は八九・一%、調定額に対する収入率は九八・九%となったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。まず、決算説明資料の四百十九ページをお開きください。四百十九ページの平成二十八年度経費の構成は、議会費など款別の決算額、構成比率、前年度の決算額との増減額、増減率を一覧表と円グラフであらわしたものであります。

表の一番下にあります歳出合計額欄を見ていただくとわかりますように、前年度の決算額と比べると一億八百十八万三千円余り、率にして一・四%の増となったものであり、総務費や農林水産業費及び消防費は減ったものの、民生費や土木費、それに教育費がふえております。右側にあります円グラフは、平成二十八年度歳出決算額七十七億六千三百六十三万四千円の各款に占める決算額及び構成比率をあらわしておりますが、決算額及びその構成比率を高い順に、民生費二十三億二千八百五十万六千円、構成比率三〇・〇%、公債費十三億三千六百五十二万六千円、構成比率一七・二%、総務費十億七千二百七十四万九千円、構成比率一三・八%、教育費九億五千二百八十一万七千円、構成比率一二・三%、土木費七億七千五百三十七万六千円、構成比率一〇・〇%などとなったものであります。

それでは、目的別経費について、各款の予算執行率や増減幅の大きかった歳出項目を中心にご説明いたします。決算事項別明細書の五十六、五十七ページをお開きください。

第一款議会費の予算現額が九千百九十九万七千円、支出済額が九千七十一万八千円余り、不用額が百二十七万八千円余りで、予算現額に対する予算執行率は九八・六％、前年度に比べると二百九十万円余り、率にして三・一％の減となったものであります。

五十八、五十九ページをお開きください。次に、第二款総務費についてご説明いたします。第二款総務費の予算現額が十八億二百五十九万二千円余り、支出済額が十億七千二百七十四万九千円余り、繰越明許費七億八百六十五万九千円、不用額が二千百十八万四千円余りとなっており、予算現額に対する予算執行率は五九・五％で、前年度の支出額と比べると三億二百四十八万三千円余り、率にして二二・〇％の減となったものであります。なお、繰越明許費七億八百六十五万九千円につきましては、食彩ときわ館増改築事業関連経費と通知カード・個人番号カード関連事業費の合計額であり、平成二十九年度に予算繰越したものであります。

次に、総務費で増減幅の大きかった主な支出項目についてご説明いたします。増額幅が大きかった支出項目につきましては、七十、七十一ページをお開きください。下のほうにあります第八目電子計算費第十三節委託料の社会保障・税番号制度システム整備業務委託料の二千十四万二千円や、次のページ、七十二、七十三ページをお開きください。上から五行目にあります自治体情報システム強靱性向上モデル構築業務委託料の六千五百二十三万二千円、それに七十六、七十七ページをお開きください。下のほうにあります第十三目地方創生加速化交付金事業費の次のページ、七十八、七十九ページをお開きください。中ほどにあります第十三節委託料の地域産業振興拠点ブランディング戦略策定業務支援業務委託料の六百四十三万九千円余りや食彩ときわ館増改築実施設計業務委託料の一千六百二十九万八千円などでありませ

す。逆に、第二款総務費で減額幅の大きかった支出項目につきましては、六十二、六十三ページへお戻りください。第二目財政管理費のうち、次のページ、六十四、六十五ページをお開きください。上のほうにあります第二十五節積立金をご

らんください。積立金とは一般会計から財政調整基金など基金への積立金のことですが、その基金への積立額が平成二十八年度は一億五千五百十七万四千元でありましたが、前年度の積立金三億八千九百十万五千元と比べると二億三千三百九十三万一千円の大幅な減額となったものであります。

また、第二款総務費における各種団体への指定管理料等についてご説明いたします。七十四、七十五ページをお開きください。中ほどにあります第十一目駅業務費の第十三節委託料の北常盤駅管理運営業務委託料千六十八万円余り、コミュニティプラザ（ぼっぼら）指定管理料五十六万七千元で、いずれも町商工会へ管理運営業務を委託しているものであります。

次に、八十八、八十九ページをお開きください。第三款民生費についてご説明いたします。民生費については、予算現額が二十四億九十万三千元余り、支出済額が二十三億二千八百五十万五千元余り、繰越明許費が千六百七十五万円余り、不用額が五千五百六十四万七千元余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九七・〇%、前年度の支出済額に比べると一億二千百九万三千元、率にして五・五%の大幅な増となったものであります。なお、繰越明許費の千六百七十五万円余りは臨時福祉給付事業費であります。

次に、第三款民生費で増額幅の大きかった支出項目についてご説明いたします。九十八、九十九ページをお開きください。中ほどにあります第十目臨時福祉給付事業費の支出済額が五千九百一十一万七千元余りと、次の第十一目臨時福祉給付事業（低所得の高齢者向け）の支出済額六千八十万三千元余りの合計額が一億一千九百九十二万二千元となりますが、前年度と比較しますと九千五百六万三千元余りの大幅な増額となったものであります。この臨時福祉給付金以外で増額幅の大きかった支出項目としましては、百二、百三ページをお開きください。一番下にあります第二目児童措置費第二十節扶助費の保育所運営費と児童手当がありますが、そのうち保育所運営費が六億三千七百九十九万二千元余りとなっておりますが、前年度に比べると二千万円ほど増額となったものであります。

また、第三款民生費における一部事務組合や町社会福祉協議会等の各種団体への負担金補助及び指定料と国民健康保険特別会計など特別会計の繰出金についてご説明いたします。九十、九十一ページへお戻りください。下のほうにあります第十九節負担金補助及び交付金をごらんください。まず、一部事務組合や各種団体への負担金や補助金ですが、一部事務組合の負担金としては、南黒地方福祉事務組合への負担金が千三百六十一万円、桐栄会ケアハウス及び在宅複合施設建設助成金が五百万円、同じ備考欄の下から四番目にあります町社会福祉協議会補助金が三千九百九十一万三千円となったものであり、次に指定管理料であります。九十六、九十七ページをごらんください。第五目老人福祉センター費の第十三目委託金の町老人福祉センター指定管理料が千九百九十四万五千円となったものであり、町社会福祉協議会へ同施設の管理運営を委託しているものであります。

次に、国民健康保険特別会計など特別会計への繰出金についてご説明いたします。九十六、九十七ページの下の方をごらんください。第七目国民健康保険整備費、つまり国民健康保険特別会計の繰出金が二億二千百五十九万八千円余りとなったものであり、第八目後期高齢者医療整備費、次のページ、九十八、九十九ページをお開きください。第二十八節繰出金、つまり後期高齢者医療特別会計への繰出金が二億二千八百八十九万円余り、第九目介護保険整備費、つまり介護保険特別会計への繰出金が二億七千七百五十万円となったものであります。

百四、百五ページをお開きください。第四款衛生費についてご説明いたします。第四款衛生費の予算現額が四億五千二百二十八万八千円余り、支出済額が四億四千五百三十三万一千円余り、不用額が六百九十五万六千円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九八・五％、前年度と比較すると六百三十二万八千円余り、率にして一・四％の減となったものであります。

衛生費で増減幅の大きかった支出項目についてご説明いたします。百十二、百十三ページをお開きください。第五目乳幼児及び子ども医療費給付費の第二十節扶助費が四千七百三十万三千円余りで、前年度と比較すると千四百十五万円の

増額となったものであり、また百十六、百十七ページをお開きください。第二項清掃総務費の第十九節負担金補助及び交付金にあります津軽広域連合し尿等希釈投入施設負担金が九百十六万六千円で、これは一〇〇%の増となったものであります。なお、第四款衛生費における一部事務組合の負担金であります。この十九節負担金補助及び交付金にあります弘前地区環境整備事務組合負担金が六千四百十六万五千円、また黒石地区清掃施設組合負担金も五千八百万四千円余りとなったものであり、いずれも前年度に比べると減額となっております。

第四款衛生費における他会計への繰出金についてご説明いたします。百十二、百十三ページへお戻りください。第六目水道事業費であります。これは地方公営企業であります水道事業会計への繰出金五百十八万四千円であり、全額基準内繰出金であります。

百十六、百十七ページをお開きください。第五款労働費についてご説明いたします。第五款労働費の予算現額十万九千円に対して、支出済額が三万五千円余り、不用額が七万三千円余りとなったものであります。

百十八、百十九ページをお開きください。第六款農林水産業費についてご説明いたします。第六款農林水産業費の予算現額が七億八千七百万四千円、支出済額が四億八千二百八十七万四千円余り、事故繰越額が二億九千九百三十九万五千円、不用額が四百七十三万四千円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は六一・四%、前年度の決算額と比較すると八千四百二十五万七千円余り、率にして一四・九%の減となったものであります。なお、事故繰越額の二億九千九百三十九万五千円は、平成二十七年度に明許繰越しした強い農業づくり交付金事業をやむを得ない事情により平成二十八年度でさらに事故繰越しし、平成二十九年度に予算繰越ししたものであります。

次に、農林水産業費で前年度と比較し、増減幅の大きかった支出項目についてご説明いたします。ただし、農林水産業費においては、同じ補助事業であっても補助事業の統廃合等により補助金名が変更となっている支出項目もございますので、増減額が若干異なる場合もございますが、ご了承願います。

百二十二、百二十三ページをお開きください。第三目農業振興費の下にあります第十九節負担金補助及び交付金が九千九百三十二万八千円余りで、前年度に比べると三千六百四十六万円余りの増額となったものであります。その中で具体的にふえた支出項目としましては、第十九節の一番最初にある担い手確保・経営強化支援事業費補助金の九百七万五千円、その二つ下にあります機構集積協力金交付事業費交付金の二千六百三十六万円余り、それに次のページの百二十四、百二十五ページをお開きください。上から四行目の青年就農給付金の三千五十二万五千円余り、それからさらに二つ下の産地パワーアップ事業費補助金の千六百三十万円などであります。

百二十六、百二十七ページをお開きください。次に、第五目農地費の下のほうにあります第十九節負担金補助及び交付金は、支出済み額が一億一千四百六十六万三千円余りとなったものであります。前年度に比べると七百四十三万四千円余りの減額になっております。

増減幅の大きかった支出項目としては、下から三行目にあります福島地区ほ場整備事業負担金が二千百四万九千円余りとふえておりますが、その三つ上にあります福島徳下地区ほ場整備事業負担金が二百十二万円、福館地区ほ場整備事業負担金が千四百八十二万円と、前年度に比べるといずれも減額となったものであります。百二十八、百二十九ページをお開きください。上から四行目にあります多面的機能支払交付金についても、支出済額が五千四百十四万六千円余りで、前年度に比べて減額となったものであります。

第六款農林水産業費における他会計への繰出金についてご説明いたします。同じページの第六目農業集落排水事業費をごらんください。第六目農業集落排水事業費の支出済額が一億五千三百二十七万二千元で、これは地方公営企業である農業集落排水事業会計の基準外繰出金も含めた金額ですが、前年度と比べると八千五百七万円、率にして三五・七%の大幅な減となったものであります。

続いて、第七款商工費についてご説明いたします。同じ百二十八、百二十九ページの第七款商工費をごらんください。

第七款商工費の予算現額が三千二百六十三万円、支出済額が三千百九万九千円余りで、不用額が百五十三万円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九五・三％で、前年度と比較すると一千二十万四千円余り、率にして四八・八％の増となったものであります。

第七款商工費での増額幅の大きな支出項目と各種団体への補助金等についてご説明いたします。百三十、百三十一ページをお開きください。第二目商工振興費の第十九節負担金補助及び交付金のうち町商工会補助金が六百八十五万円、町街路灯組合補助金が四十二万二千円余り、そしてプレミアム付商品券発行補助金が三百四十四万六千円余りで、そのうち町商工会補助金とプレミアム付商品券発行補助金が前年度に比べて増額となっております。また、第三目観光費の下のほうにあります第十三節委託料で観光人材育成プロモーション業務委託料七百九十九万二千円、ご当地グルメ復刻・考案プロジェクト委託料百万円などが増額となっております。

百三十二、百三十三ページをお開きください。第八款土木費についてご説明いたします。第八款土木費の予算現額が七億八千六十六万五千円余りで、支出済額が七億七千五百三十七万六千円余り、不用額が五百二十八万九千円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九九・三％になったものであり、前年度と比較すると一億九百五十三万七千円余り、率にして一六・五％の増となったものであります。

第八款土木費で増額幅の大きかった支出項目としましては、百三十六、百三十七ページをお開きください。第二目道路新設改良費の支出済額が二億九百八十八万八千円余りで、前年度の決算額と比べると八千三十七万五千円余りの増額となったものであります。その要因としましては、次のページ、百三十八、百三十九ページをお開きください。中ほどにあります第十五節工事請負費、町道等整備費が一億六千四百八十八万五千円余りで、前年度に比べると一億五百四十九万九千円余りの増額となっております。また、第三目除雪事業費の支出済額が八千十五万三千円余りとなったもので、第十三節委託料の除雪業務委託料が五千二百五十六万四千円、第十四節使用料及び賃借料の除排雪車輛借上料が九百八

十七万三千円余りと、いずれも前年度に比べて増額となっております。

百四十、百四十一ページをお開きください。第四目住宅費の支出済額が二億一千七百十九万円余りで、前年度と比べると七百一十万円余りの増額となっております。その主な要因としましては、百四十二、百四十三ページをお開きください。中ほどの下にあります第十五節工事請負費一億九千四百二十九万三千円余りで、そのうち町営住宅等整備費が一億九千二百万三千円余り、また第二十二節補償・補填及び賠償金の移転助成費が二百六十八万六千円余りと、いずれも前年度に比べ増額となったためであります。

第八款土木費における他会計への繰出金について若干ご説明いたします。前のページの百四十、百四十一ページへお戻りください。中ほどにあります第二目下水道事業費の支出済額が一億四千三百六十八万八千円で、これは地方公営企業である公共下水道事業会計の基準外繰出金も含めた金額であります。

百四十二、百四十三ページをお開きください。第九款消防費についてご説明いたします。第九款消防費の予算現額が二億五千三百二十八万六千円余り、支出済額が二億四千七百六十万円余り、繰越明許費三百六十四万円、不用額が二百四十六万六千円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九七・八％、前年度に比べると千三百十九万四千円余り、率にして五・一％の減となったものであります。なお、繰越明許費三百六十四万円は藤崎町洪水ハザードマップ作成業務委託料であり、全額、平成二十九年度に予算繰越しをしております。

第九款消防費で増減額の大きい主な支出項目は、この決算書には書いておりませんが、前年度実施した避難場所LED街灯設置工事が終了したためであります。また、第九款消防費での一部事務組合の負担金としましては、第一目常備消防費第十九節負担金補助及び交付金にあります弘前地区消防事務組合負担金が一億九千八百十六万円となっております。

百四十六、百四十七ページをお開きください。第十款教育費についてご説明いたします。第十款教育費の予算現額が九億九千七百十五万八千円余り、支出済額が九億五千二百八十一万六千円余り、継続費通次繰越額が三千二百九十五万六

千円、不用額が一千百三十八万五千円余りとなったものであります。予算現額に対する予算執行率は九五・六％、前年度と比べると二億二千三百五十万六千円余り、率にして三〇・六％の増となったものであります。なお、継続費通次繰越額の三千二百九十五万六千円は、藤崎町文化センター整備事業費であります。

第十款教育費で増減額の大きな支出項目についてご説明いたします。下のほうにあります第二目事務局費の支出済額が一億三千百三万一千円余りで、前年度の決算額と比べると一億二千九百二十五万一千円余りの大幅な減額となっておりますが、これはこの決算書には書いておりませんが、前年度実施した避難施設再生可能エネルギー等導入事業と、これまで長年実施してきた小中学校修学旅行費補助金事業が終了したことによります。

百六十四、百六十五ページをお開きください。第二目明德中学校費の支出済額が四千百六十七万円余りで、前年度に比べると二千四百十万三千円余りの増額となっておりますが、これは百六十六、百六十七ページをお開きください。下のほうにあります第十五節工事請負費の明德中学校屋内運動場解体工事費の二千二百十四万円がその増額要因であります。

百六十八、百六十九ページをお開きください。第四項社会教育費の支出済額が五億一千三百九十九万八千円余りで、これは前年度と比べると三億四十一万円余りの大幅な増額となっておりますが、この増額要因としましては百七十六、百七十七ページをお開きください、第五目文化センター管理費の中ほどにあります第十三節委託料の藤崎町文化センター整備工事実施設計業務委託料の千六百八十四万八千円と、第十五節工事請負費の藤崎町文化センター整備工事費二億九千五百九十二万円であります。

第十款教育費における各種団体への補助金や指定管理料につきまして、若干ご説明いたします。百七十、百七十一ページへお戻りください。社会教育に係る各種団体や実行委員会等への指定管理料や補助金についてであります。中ほどにあります第十三節委託料の藤崎町文化センター等指定管理料が二千八百二十六万一千円、第十九節負担金補助及び交付金の中ほどの藤崎町文化センター等維持管理補助金三千九百九十三万九千円で、同施設の管理運営を町文化協会へ委

託しているものであり、その他の団体補助金としましては、町婦人会補助金三十万円、町文化協会補助金六十万円、一番下にあります児童交流事業実行委員会補助金九十五万一千円余りなどとなっております。

百七十四、百七十五ページをお開きください。スポーツに係る各種団体や実行委員会等への補助金や指定管理料についてであります。中ほどにあります第十三節委託料のスポーツプラザ藤崎等指定管理料が八百五万九千円、第十九節負担金補助及び交付金の下から五行目のスポーツプラザ藤崎等維持管理補助金が一千六百二十三万四千円で、同施設の管理運営を町体育協会へ委託しているものであり、その他の補助金としましては、町体育協会補助金百万円、県民体育大会実行委員会補助金百四万円、町スポーツ少年団各種大会補助金七十五万五千円余りなどとなったものであります。

百八十、百八十一ページをお開きください。第十一款災害復旧費の予算執行はございませんでしたので、不用額が四千円となったものであります。

第十二款公債費についてご説明いたします。第十二款公債費の支払済額が十三億三千六百五十二万六千円余りとなっており、前年度に比べると五千五百十二万二千円、率にして四・三%の増となっております。内訳としましては、第一項公債費第一目元金の支出済額が十二億三千百八十三万七千円余り、第二目利子の支出済額が一億四百六十八万九千円余りとなったものであります。

百八十四、百八十五ページをお開きください。最終行の歳出合計欄をごらんください。歳出の予算現額が九十億一千九百九十四万三千円、支出済額が七十七億六千三百六十三万四千四百五十八円で、予算現額に対する予算執行率が八一・六%と低率となっておりますが、これは継続費逓次繰越額の三千二百九十五万六千円、繰越明許費七億二千九百四万九千四百八円、事故繰越二億九千九百三十五万五千円と翌年度繰越額の合計額が十億六千四百四十万四千八百円と多額に上ったためであります。なお、不用額は一億九千四百九十万八千三百三十四円となったものであります。

性質別経費について若干ご説明いたします。四百十四、四百十五ページをお開きください。附表四、各款における科目

別内訳及び財源区分調（一般会計）で、性質別経費についてご説明いたします。その百十四ページに書いております科目にあります義務的経費とは、人件費、扶助費、それに先ほどご説明した公債費、つまり町の借金の返済額ですが、いずれの経費も支出が義務づけられており、任意には削減できない経費であります。人件費の合計額が九億五千三百四十五万円余りとなっており、前年度に比べると三千十萬四千円余り、率にして三・一％の減となりましたが、扶助費の合計額が十三億一千百七十九万三千円余りで、前年度に比べると三千九百十六万一千円余り、率にして三・一％の増、公債費も十三億三千六百五十二万六千円余りで、前年度に比べると五千五百十二万四千円余り、率にして四・三％の増となったものであります。

次に、投資的経費（事業費）であります。これは支出の効果が資本形成に向けられる経費で、普通建設事業費は藤崎町文化センター整備工事費や町営住宅整備費など七億三千二百六十九万一千円余りで、前年度に比べると二億八千二百五十九万三千円余り、率にして六二・八％の増となったものであります。

公債費に関連しまして、町の借金、つまり町債残高の状況について若干ご説明いたします。決算説明資料の四百二十四、四百二十五ページをお開きください。附表八、町債償還額及び現在高調（一般会計）の一、借入年度別をごらんください。平成二十八年度の借入金の段にありますように、新たに八億一千六十万円を借り入れましたが、平成二十八年度償還額の元金の一番下の合計欄を見ていただければわかりますように、平成二十八年度に十二億三千百八十三万七千円余りを返済しましたので、右端の欄にありますとおり、昭和六十二年度から平成二十八年度までに借り入れた町債の現在高、つまり町債の未償還残高の合計額が百二十億一千二百三十六万七千円余りとなったものであります。

最後に、監査委員の決算審査の報告の藤崎町基金運用状況審査意見書にあります。町の貯金に当たります基金の積み立て、取り崩し状況と年度末現在高について若干ご説明いたします。三百九十八、三百九十九ページをお開きください。なお、基金については出納整理期間がございませんので、基金の決算年度末現在高は三月三十一日現在の残高となって

おります。

まず、藤崎町財政調整基金については、決算年度中の積み立て、取り崩しの合計額が千五百四万一千円の減額となったことから、決算年度末現在高は十四億四千百九十三万三千円となったものであります。同じく、藤崎町減債基金については、決算年度中に一億七十八万二千円増額したことから、決算年度末残高は二億四千八百七十八万九千円となったものであります。

次の藤崎町公共施設等整備基金から次のページにあります藤崎町ふじさき応援基金は、その他特定目的基金と言われているもので、各市町村の必要に応じて任意に積み立てられる基金であり、藤崎町には公共施設等整備基金のほか四つの基金がありますが、まず三百九十八、三百九十九ページにあります藤崎町公共施設等整備基金については、決算年度中に一億一千七百三十二万九千円増額したことから、決算年度末残高は二億三千二百三十二万八千円となっております。藤崎町地域福祉基金、これは果実運用型基金と言われる基金で、基金の利子を福祉事業に充当する基金であります、年度中の増減はなく、決算年度末現在高は前年度と同じ千四百七万七千円となっております。藤崎町農業災害基金については、決算年度中に三百二十一万四千円減額となったことから、年度末の現在高は九百九十三万九千円となったものであります。

次のページの四百、四百一ページをお開きください。藤崎町まちづくり振興基金についてですが、この基金の原資は合併特例債であり、合併後の地域住民の一体感の醸成に資する事業や地域振興に資する事業に充当される資金となるものですが、基金の保管運用形態としては市中銀行の定期預金で保管しているほか、基金の一部を国債や地方債などの有価証券で保管、運用しております。なお、現金預金の基金残高は、年度中に四百十六万八千円増額したことにより三億四千百十一万円となったものであり、まちづくり振興基金全体では十一億四千百十一万円となったものであります。

藤崎町ふじさき応援基金についてであります、この基金の主な原資はふるさと納税寄附金であることから、年度中に

千五百三十九万九千円増額し、決算年度末現在高は千七百三十一万八千円となったものであります。

財政調整基金からこのふじさき応援基金までの基金の決算年度末現在高、いわゆる町の貯金に当たります積立基金の合計額が三十一億五百四十九万四千円となったものであります。

以上をもちまして、平成二十八年度歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（工藤健一君）

決算の説明が終わりましたが、暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分といたします。

休 憩 午前十一時 五分

再 開 午前十一時十四分

○委員長（工藤健一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑をお願いします。

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百六十一ページです。その中で、十五節工事請負費の中で中央小学校のトイレ改修工事二百十三万とあるんですけども、これはどういう工事であったんでしょうか。まず、その内容をおわかりでしたら説明していただきたい。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長・学校給食センター所長（兵藤範明君）

お答えいたします。ことし、新入学児童、一年生であります。先天性二分脊椎症による排尿困難な新入学児童が入学することになったために、これは一人で普通のトイレですと狭くて排尿ができないということで、既存のトイレを改修いたしましてトイレブースを拡張、そして照明灯を交換して設置したものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

障害者のためのトイレブースの改良ということも含めて、あわせてお聞きしたいんですけれども、阿部議員もお聞きしていたことで、和式から洋式に移す改修の部分はこの中央小学校ではやられているのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長・学校給食センター所長（兵藤範明君）

お答えいたします。トイレの洋式化につきましては、一般質問でも答弁いたしておりますけれども、今後協議して検討しているところでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

九十一ページの桐栄会ケアハウス及び在宅複合施設建設助成金について伺いますが、これは合併以前からの継続の補助金と記憶しておりますが、今までの経緯等、今後いつまで続くのか、それから最後まで幾らぐらいになるのか、伺いま

す。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答えを申し上げます。まず、経緯の前に終わる年度ですが、平成三十一年度までということになっております。経緯は、平成十二年の三月にケアハウス三十人定員、それから在宅介護支援センター短期入所施設二十人定員、デイサービスセンター二十五人定員、認知症対応型のデイサービスも含めての総工費九億六千三百万円に対して、旧常盤村の時代からこれは二十年間で五百万ずつ助成するという内容で、三十一年度まで継続して助成していくという内容になっております。このときは、地元の雇用もふやしていくと、それから当然入所施設でございますので、給食等もありますので、地元の食材も基本的には桐栄会のほうで地元から購入していくということをおある程度そういう方針に基づいて助成していくんだということで当時は助成したという内容で記録されてございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

三十一年度までということで、もう間もなく終わるわけですがけれども、町としてのこの助成金のメリットとしては、今答弁にあったように地元雇用とか地元資材、食材の活用とか入所者の優遇とかという説明がありましたけれども、今後そういう町が助成金を出してきたということのメリットを今後も助成金終了後もそれは確認できているのか、確認するのか、その点について伺います。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

まず、地元雇用に関しては、これは三月の当初予算のとき、桐栄会さんに確認したところ、職員が八十七名おりまして、地元の雇用が二十七人、それから卵、野菜等についてはトキワ養鶏、それから野菜、米はJAつがる、しょうゆは中村ということで、基本的にはそちらのほうから購入していると。それから、入所者に関しては施設の定員が五十人ではありますが、現在町出身の方が十八人ということで入所されているということで三月の時点では確認しております。

さらに、今後であります、当然補助金が二十年間で終了したということで、あとはさよならということではやっぱり補助金の趣旨からいってもそれはできないわけでありまして、あくまでも補助金というのは呼び水的なものでありますので、今後も施設がある限り桐栄会さんにはこの方針を守っていただくということが基本になろうかと思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は六十三ページですけれども、町内会集会所トイレ水洗化等事業補助金三十九万ちょっとですけれども、これはどこの集会施設に補助金を出したんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

町有の町内会以外でも集会所を管理している町内会がございます。その町内会の集会所が和式、水洗化でないという

ことで、昨年度から設けました水洗化事業補助金でございます。平成二十八年度は葛野町内会のトイレの改修に役立てております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ちなみに、今まだ水洗化されていない集会施設は何カ所ぐらいあるものですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

このほかにも若柳ですとか小畑とか、三カ所、四カ所ほど確認してございますが、町内会の中からも利用したいということがあればこのような補助金を活用して水洗化していただけたらと思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

そうすれば、町内会のほうから要請があれば順次改良していくという認識でいいんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この補助金制度を創設したときに対象の町内会の方にお集まりいただいて、または参加できなかったところには担当者

が赴いてその趣旨を説明してございます。その結果、昨年度は一カ所であったと。今年度はまだ照会がございません。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百五十一ページでしょうか。その中の二十節扶助費の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費ということで一千五百九十五万ほど決算執行されているわけなんですけれども、具体的に要保護、準要保護児童の就学援助費については、この一千五百九十五万円ほどの内容と、入学準備金などは早期に支給してほしいという対象家庭の要望もあるんですけれども、早期支給ということはどういうふうに執行されたものなんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長・学校給食センター所長（兵藤範明君）

お答えいたします。内容につきましては、新入学児童用品、通学用品、学用品、給食費等でございますが、早期支給ということで前にも浅利委員から質問がありましたけれども、前に答弁いたしました学校の事務との協議が必要となるということでありますので、今年度は協議いたしまして、本来うちの方の規則であれば六月末までの支払いとなっているんですけれども、ことしにつきましては四月二十六日に支給しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か今のお話ですと、四月中に支給したというようなお話と受けとめたんですけれども、要保護と準要保護と、対象は大きくは二つに分けているんですけれども、要保護児童については何かいわゆる生活保護を受けている世帯の子供ということで、三月初めにも支給されていると、福祉事務所からですね、そういうふうにもお聞きするわけでありまして。それで、執行の点で関連してお聞きしたいんですけれども、つまり準要保護については六月ではなくて四月の末までに支給したということなんですけれども、条例といいますか、要綱には六月まででいいんだよと、藤崎の場合書いているんでしょうから、要綱そのものを変えるとか、そういうようなきちんとした手続も必要になるんじゃないのかなと思うんですけれども、その辺はどういう考えで執行といいますか、今後取り扱っていくのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長・学校給食センター所長（兵藤範明君）

お答えいたします。要保護につきましては今浅利委員がおっしゃったとおり生活保護のほうということではありますが、準要保護につきましては町の関係で町で支払いということになりますので、町には要綱があります。この要綱には新入学児童生徒用品費につきましては支給日が六月末と設定しておりますが、また国の制度も要保護のほうが変わりまして、通学用品費のほうも金額が変わっております。それらも含めまして、今、支払い月日も含め検討、協議しているところでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

ページ数でいきますと百四十三ページ、移転助成費、これは町営住宅の入居者の移転の助成費ですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。現在建設中の水木団地へ入居する際、今まで入所してこられた西田第二団地からの移転助成費ということで、引っ越し費用ということでございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

わかりました。ちなみに、一世帯当たり幾らの助成ですか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

一世帯十七万一千円でございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

その助成を受けた、引っ越しの助成金をいただいた方で、料金未納の方は中にはおりますか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

現在のところ、使用料滞納者はないということで認識してございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。相馬委員。

○相馬勝治委員

百三十三ページの中ほど、江差観光コンベンション協会負担金とあるんですけれども、これはどういう負担金の内容なんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答えを申し上げます。この江差観光コンベンション協会負担金でございますけれども、ふじワングランプリへの出店の負担金でございます。交通費、宿泊費の負担でございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は六十九ページです。ふじさき地域活性化助成金二百万とちょっとなんですけれども、今年度は対象の地域は何か所ぐらいでこのぐらいの金額ですか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

平成二十八年度におきまして、ふじさき地域活性化助成金を利用していただいた団体は九団体でございました。以上で
ございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところでお伺いたします。会計課長からも説明もあったんですけども、地方交付税についてであります。こ
の中で、町長の提案理由の中にもあるんですけども、地方交付税は町税の増収に伴う基準財政収入額の伸びや合併算
定替の段階的縮減により一億一千三百八十五万円余り減ったと、三・一％ほど減っているんですけども、地方交付税の合併算定替の段階的な縮減ということで、私は予想以上にちょっと少ないからいいのかなという
ふうにも思ったりしているんですけども、今後の段階的な減りというものの、削減幅というか、そういうものをどうい
うふうに見込んでいらっしゃるのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。平成二十八年度の普通交付税におきまして、基準財政収入額は二十七年度に比べまして三千三百
万ほどの増となつてございます。その中で税の部分でございまして、固定資産税、それから軽自動車税が増額と
なつてございます。それから、段階的な縮減ということでございまして、平成二十八年度におきましては合併効
果額の三割の減、今年度、平成二十九年度におきましては五割の減となつてございます。さらに来年度は七割の減、再

来年度は九割の減が見込まれてございます。また、三十年度におきましては総務省が来年度の予算の概算要求におきまして四千億円ほど減と要求してございますので、来年度につきましては普通交付税はおおよそ三十億円ほどになるものではないかと思っております。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

消防費でちょっとお聞きします。百四十五ページ、防火水槽撤去工事とありますけれども、どういう理由で撤去なされたのか、説明を求めます。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この防火水槽の撤去は弘前公益社が進出する際に、リンゴ畑にあった防火水槽を撤去していただきたいということから、目的が変わったということで撤去させていただきました。以上です。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

この代替として消火栓とかの対応はなされたものですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

消防水利の原則からいけば、防火水槽がなくてもその地域の消防力が低下しないようにということが原則でございます。
今回の場合は消火栓を増設してございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は六十七ページで、十三節委託料の部分でちょっとお聞きします。役場本庁舎機能強化調査業務委託料、役場本庁舎耐震診断業務委託料、これは調査したと思うんですけども、この結果とこれからの流れについて説明をお願いいたします。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この二つの委託料につきましては、来年度、庁舎の大規模改修を行うという前提で調査するために行った事業でございます。耐震強化並びに耐震診断につきましては皆様に全協でお話ししておりますし、今後それを反映させて、本年十二月までに改修工事の委託設計が完了することから、また改めて改修内容をご説明したいと思っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は七十一ページです。これも委託料なんですけれども、社会保障・税番号制度システム整備業務委託料、これ

六百万ぐらい増になっているんですけれども、通常、見積もり範囲から六百万円ぐらい増になったというこの理由をひとつお知らせください。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

社会保障・税番号制度システム整備業務委託料でございますけれども、内容といたしましては団体内統合宛名システム、それから子ども・子育て支援システム、高額医療システム、ふれあい福祉システム、健康システム、全部で五つのシステムを番号制度に対応する業務でございますけれども、当初見込んでいたよりも作業量が多いということで増額になったものでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

六十八、六十九ページ、委託料です。水木ふるさと公園管理業務と亀田交流広場管理業務、これは地元町内会への委託なんでしょうか。それと、遊具の安全点検はどのように行われているのか、お聞きします。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。水木ふるさと公園及び亀田交流広場の管理委託料でございますけれども、いずれも地元の町内会に委託してございます。また、遊具につきましては年一回業者に点検を依頼しているものでございます。以上でございます。

ます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。佐々木委員。

○佐々木政美委員

ページ数は六十七ページです。小畑地区体育館部分解体工事費並びにその下にもう一項目あるんですけれども、これに関してちょっとお聞きしたいんですけれども、部分的に解体しているんですけれども、将来的にあそこはどのようにするのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけれども、委員長よろしいですか。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。今回の解体工事の内容は、消防法の面積要件をクリアするために行ったものでございます。また、将来的にどのように活用するのかということでございますけれども、現在役場の書類などを保存してございます。今のところ、代替施設がございませんので、現状のまま使用したいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百七ページの十九節、ここで負担金補助、地域の医療を進めていく上でのことはあるんですけれども、支出、その中で弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助金五百八万となっているんですけれども、これは地域として救急や高度救命措置が必要だという、そういう措置のための負担金だと思うんですけれども、この内容、何か

前は四百万ほどだと思っんですけれども、百万ほどふえた理由だとか中身を説明していただけたらなど。概略でよろしいんですけれども、お願いします。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

ご説明を申し上げます。二十七年度は同額の決算でありまして、同じく五百八万四千元ということでありまして。二十六年度の決算では四百四十七万六千元となっておりますので、前年度は同額なのですが、その積算の内容といたしましては、この補助金の積算の根拠がまず運営面の経費ということで、全体の額の町の負担割合が利用者負担が三・七二％となっておりまして、その二分の一がまず三百五十一万二千元と、それから設備費の元金の償還額の同じく利用者割合が三・七二％の同じく二分の一ということで七十四万五千元、それから施設の元金償還が四千四百四十万円の三・七二％の二分の一として八十二万七千元で、合わせて五百八万四千元が内訳になっております。

前の二十六年度との比較となれば、私、今ちょっと見ていたんですが、まず元金の償還額がこの当時、施設の元金が十三万七千元、設備のほうは八十二万七千元ですので、この施設の元金の償還額が二十六年度と二十七年度のときの差額ということになりますので、恐らくこの元金の償還がこのあたりから新たなものとして始まったんじゃないかという内容だと思います。今ちょっと前の二十六年度の具体的な内容については書類がございませんので、恐らく元金の償還額が変わっているの、そういう内容だと思います。以上です。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

ページ数は七十五、七十六ページにまたがります。十二目と十三目にアドバイザー料が二つありますけれども、それは全く違う方に報償費を出したんですか。それとも同じ方ですか。その二つの違いの説明をお願いします。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。ページ数は七十七ページだと思うんですけれども、報償費の講師謝礼の拠点づくりアドバイザー料については、内容としては地域間連携並びに製品の開発及び販路拡大ということで、小守秀夫さんという方にアドバイザー料を支払っております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

横山委員。

○横山哲英委員

だから、これ二つとも同じ方にと私聞いていましたけれども。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。下の地域産業振興拠点づくりアドバイザー料については加藤哲也氏並びに中小企業診断士の山田貴弘さんにお支払いしておりますので、違う方に支払っています。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は六十一ページです。空き家解体等工事費とありますけれども、この空き家はどのような状況での処置なんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この方は藤崎地区の鹿嶋神社の脇にある空き家でございます、地域道路にはみ出したりしていて迷惑がかかることから、町が代執行して三十二万四千円かけて撤去したものでございます。これにつきましては、その所有者である三人の方に弁済金として払っていただくように納付をお願いしているところですが、歳入にもありますとおり、いまだ納付されていないものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

どの地域でも同じですけれども、これからは空き家の対策的な、非常に黙って見ていられる問題ではないと私は思っております。これは町としても何かかにかの検討的な組織といえちよっとあれなんですけれども、何か検討する部分があるのではないかと私は思っております。この前であったか、弘前のほうでもこの空き家の対策で不動産業者とタイアップしながら進めていくような話も聞いております。その点から、この町でもそういうようなことも前進した考え方で進んでいくのも必要でないかと要望しておきます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ページ数は百三十一ページの下のほうの十三節委託料の観光人材育成プロモーション業務委託料七百九十九万二千元、この内容について説明をお願いいたします。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。観光人材育成プロモーション業務委託料の中身でございますけれども、ふじさき検定の初級及び中級、あわせて答え合わせツアーの実施並びにふじグルメのスタンプラリー事業を委託しているものでございます。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

この委託料によって、ちょっと今聞き逃したかもわかりませんが、どういうものが成果としてあったのか、伺いたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

この事業の主な目的でございますけれども、地域のプロモーション活動は地域創生の推進に資するものであるというこ

とと、地域の愛着を深めるとともに郷土への参画意識を喚起し、地域のプロモーション活動を担うべき観光人材を発掘し、育成していくためということで実施してございます。

ちなみに、ふじさき検定でございますけれども、初級には十七人が受検してございまして、十五人の方が合格してございます。また、中級は十六人受検して十三人が合格してございます。また、グルめぐりスタンプラリーにつきましては、七十九名の方が応募してございます。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今、グルめぐりスタンプラリーどうのこうのという答弁がありましたけれども、今年度もそのスタンプラリーの件について予算化されていますけれども、今年度、来年度以降はどういう方針なのか、伺います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。この事業は県の未来を変える元気事業補助金をもちまして行っている事業でございまして、来年度もこの補助金がある限り、県に要望して続けてまいりたいと思っております。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

福祉課長にお聞きいたします。ページ数は先ほど申しましたので、百七ページです。高度救命救急センター、何か利用

割合、その負担金の算出の基本的な考え方なんですけれども、何か医療機材分とか施設分とかというふうなことで三・七二%の二分の一だとかという算定もして負担しているんだというようなお答えだったんですけれども、基本的にそういう施設って国立大学法人だわけですので、大学でつくった施設じゃなくて、これみんな出し出しでつくった施設を負担しているというようなことなんでしょうか。

ということともう一つは、これに関係して、つまりそれを支えるにはとにかく医師というスタッフがいなきゃ対応できないということでもありますので、それらの講座なり臨床研究なり、そういうものをカバーするためにこの弘前地域の自治体で負担しようということ、いわゆるソフト面だというふうな理解を私はしてあったんですけれども、その理解は間違っているというか、正しくないというか、そういうものなんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。当初、弘前市で三千万円負担しますよということから出発している問題でもあると思っているんですけれども、それはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。まず、この補助金に関しては、これは当初が平成二十二年から始まっております。この当初からその負担割合については、大学側が半分持つと、それからあとはいわゆる協定を結んだ市町村側が半分持つと。十八年、十九年度の患者数の割合で、それが町が当時全体の利用者数を案分すると三・七二%となっておりまして、それですつといくんだということで協定を結んできております。これについては、あくまでも施設を運営していく経費と、それから償還金、当時その取り決めした額ですつといくということになっております。それが三十一年度までの十年間ということになりまして、三十二年以降についてもこれから協議して、施設に関しても多分十年もたつので老朽化してきてい

ると思いますので、それについてもまたどのぐらい負担、総額で建設費、設備費がかかるかはちょっとわかりませんが、同じような計算方法で恐らくこれからもやっていくんじゃないかならうかと思っております。

弘大のほうの高度救命救急センターというのは、この名称にもあるとおり、極めて高度の医療を提供するということになります。三次医療という位置づけをされております。もう一つのほうで、弘前市、黒石市のほうで提供している救急医療に関しては、これは二次医療という位置づけであります。二次医療に関しては、弘大のお医者さんも応援はしているんですが、基本的には地元の医師がそれを賄っていかなければならないということで、慢性的な医師不足もありますので、そちらのほうは医師が足りないということになりますので、その医師を確保するために弘前市が新しい講座を弘大に依頼して、それを講座の費用として金額三千万円ほど弘大に対して助成して、医師を確保していくための講座を運営する費用として三千万円を出すと。それに対して、決算には出てきていませんが、二十九年度からは市町村に対してもその費用を求めているという内容となっております。ですので、三次医療と二次医療の違いということでご理解いただければと思います。以上です。

○委員長（工藤健一君）

昼食のため休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時五十九分

再 開 午後 一時 一分

○委員長（工藤健一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。佐々木委員。

○佐々木政美委員

午前中に同僚の吉村委員からもあったんですけれども、ページは六十三ページで、町内会のトイレ水洗化の件です。

これは町一〇〇％ではないと思うんですけれども、町内との負担比率はどうなっているんですか。

○委員長（工藤健一君）

総務課長。

○総務課長・選管事務局長併任（能登谷英彦君）

先ほど申し上げるところを申し忘れました。本当に申しわけございませんでした。

この事業費に関しましては、町が七〇％、地元には三〇％の負担をお願いしているところでございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

ページ数は百三十一ページの十三節委託料、ご当地グルメ復刻・考案プロジェクト委託料百万円について伺いますが、この内容について伺います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。ご当地グルメ復刻・考案プロジェクト委託料百万円の内訳でございますけれども、かつて当町の食堂で提供されておりました、アンペそばの復刻の考案を行う事業でございます。内容といたしましては、調査、開発、

それからレトルトや真空パックの加工、このような業務を委託してございます。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

去年の二月か三月に、ちょっと時期は忘れましたが、試食会があったんですけれども、多分それもアンペそばの一環だと思いますが、製品化できるのはいつごろになるのか。今年度もこれの同じ項目の予算を見込んでいますけれども、いつごろ製品化されるのか伺います。

○委員長（工藤健一君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。この事業につきましては、県の未来を変える元気事業補助金を利用してやっている事業でございます。当初から二カ年の計画で行っているものでございます。ことしの三月には皆様に試食いただきまして、その試食の内容をこれから今年度またフィードバックいたしまして、今年度三月までには完成する予定となっております。以上であります。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数まで百七ページと百五十一ページ、百五十一ページで伺います。これもまた十三節委託料なんですけれども、ポリ塩化ビフェニール廃棄物、これは具体的にどのようなものか、お知らせ願います。

○委員長（工藤健一君）

学務課長。

○学務課長・学校給食センター所長（兵藤範明君）

お答えいたします。ポリ塩化ビフェニールは通称PCBといいます。これにつきましては、藤崎小学校の旧校舎で使用されていた変圧器、裁断機が分析の結果、PCBが検出され、低濃度の廃棄物ということであるために、これは廃棄処分することになりますので、そのために保管していたものでございます。高濃度の廃棄物については国が指定した業者が処理することになっているんですけども、低濃度につきましては民間の専門業者が処理するというものでありまして、その専門業者が県内や近県にもなかったことから、今回、秋田県の業者がこの処理業務を開始したということで、この処理を委託したものでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は七十九なんですけれども、十三節委託料、ふじさき産品づくり実践業務委託料四百三十万ほどですけれども、これは具体的にどんな内容でやられて、商品化されたものがあるのかどうか、はっきりしたものがですね。そして、その辺、食彩館といいますか、新しく建設されるところに納品していくとか、そういうはっきりした目的を持っているものなんでしょうか。その辺はどういう実態になっているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。この事業は、地域の農産物に対して付加価値を図るためにふじさき産品づくりに向けた取り組みの方法を学ぶなど、実践的な事業や商品加工の基礎知識を身につける講座の開設、さらには地域六次化産業に向けた意識の醸成を図るということを目的としておりまして、昨年度は実践講座を三回、専門講座を十回ほど開催しています。中身については、ドレッシングの講習等を行っているということです。これにつきましては、昨年度ドレッシングについては皆様にお示しして報告会をやっていますけれども、プルーンのドレッシングとか黒ニンニクのドレッシングとか、開発に向けたということでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は七十九ページです。講師等謝礼百三十七万ぐらい決算されておりますけれども、この内容をお知らせください。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。この講師謝礼の百三十七万円については、二名の方に支出しております。ふじさき産品の開発育成支援に対する講師の謝礼ということで、二名の方に支払っております。中身は先ほど言いましたけれども、個別の農家の人、ドレッシングとかいろんな開発に向けたアドバイスのものがございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

それで、どういう会場で講師していることと、何回ぐらいの回数をこなしているものですか。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。会場等については、役場の三階の会議室並びにずーむ館の調理室等で開催しております。回数については、農家さんの都合もございますけれども、大体月二回、計二十四回ほど開催しております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ふじさき産品のことなんですけれども、ドレッシングの試食といいますか、それからふじさき産品に関連した商品の試食だとか試飲会といいますか、そういうのにも私も参加したことがあるんですけれども、それをやっていくのはいいんですけれども、またもう一方では、ドレッシングを例に言えば、これぐらいの値段でやればこれは採算割れじゃ、これ続けられるもんでねじゃというように、続けていくのは大変難しいじゃというようなことを言っている人もあるわけなんですけれども、成果としてこれはもう確定的に新しい食彩館といいますか、それに供給していくというようなのは、どういうものが試作品というよりも、これでもうやっていくんだという、生産者もそういう意欲もあるし、成果品というのはどういうものが生み出されているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（工藤峰靖君）

お答えいたします。今、先ほど説明したように、各農家さんの所得向上に向けてドレッシング等の開発等に向けてやっていますし、また新たな拠点施設における新メニューとか新商品については今鋭意努力して、いろいろ開発に努力しているということで、今現在、これというものについては今のところまだはっきりして、まず確定しておりません。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百三十七ページの八款土木費の十九節負担金補助ですけれども、中ほどに十川改修促進期成同盟会負担金一万九千円がありますけれども、この同盟会はどういうふうな活動をしているのでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

現在、十川改修促進期成同盟会の活動なんですけれども、主に関係市町村、藤崎及び板柳、五所川原方面の首長さんの協議会でございますので、その中で十川の主に下流域だとは思いますが、その辺の整備促進の陳情を県及び国のほうへ陳情する要望活動ということでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

黒石市は入っていないんですかということと、具体的にどういう陳情活動、年に何回ぐらいやっているのか、その点について伺います。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

それにはたしか黒石は入っていないような記憶……、入っていましたっけか。すみません、黒石市も入ってございます。そしてまた、年一回、総会をやりながら陳情活動ということでございます。

○委員長（工藤健一君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

町長、出番がないので町長に伺いますが、町長もご存じのとおり、十川の改修も大分前からの課題で、今、現状では雑木とかいっぱい生えていて、いざ洪水というときには堤防が決壊する危険性が高まってきていると思うんですけれども、強力にこの十川の改修の要望活動はすべきだと思うんですけれども、その辺について町長に伺います。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ちょっと今、建設課長が勇み足しまして、相撲だばもう負けてしまったんだけど、ちょっと訂正もさせていただきます。黒石は当初から入っていたんですが、去年までは、ちょっと黒石のほうの十川の図面が期成同盟会の会議に載っていなかったんですよ、残念ながら。そこで、高樋黒石市長さんから要望が出されまして、ことしの会議はもう終わり

ましたけれども、ちょっと図面も広くなって黒石から上流から下流の五所川原までという話でございます。年に一回要望活動は県、国にしていますけれども、今ご指摘のあったとおり、どこの日本列島でもゲリラ豪雨が多発しています。そういう意味で、国もしくは県に雑木伐採、樹木伐採のほかに多少は河道掘削もして川も広げるべきだという要望は我々、期成同盟会に加盟する首長から年一回の要望はしているところでございます。また、町といたしましても、町の管轄であるその区間だけは写真等もつくりながら要望書をまた別個にしているところでもございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

奈良岡委員の質問に関連してお聞きいたします。河道掘削も可能な限り、町長言っていますように、全部やるわけにいかないけれども、ここだけはやってほしいというような要望箇所もあるので、ぜひ雑木伐採とともに河道掘削に取り組んでほしいんですけれども、最近、十川の久井名館の墓地の付近の堤防の改修工事も、関連質問を許してください。改修工事をやるんだというような放送まで久井名館の場合入っているんですけれども、その辺はどういう土手の改修工事をやるという情報は得ているんでしょうか、建設課長にお聞きいたします。

○委員長（工藤健一君）

建設課長。

○建設課長（阿部 悟君）

お答えします。中南県民局に確認したところ、ことしの九月に久井名館のほうの河川の護岸部分の改修に着手したということでございます。昨年度は河川の雑木伐採を上流のほうで実施してきましたんですが、両方一緒にとすることはちょっと難しいようで、今年度は久井名館地区の擁壁の改修をしたいということで、もう発注済みでございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

六次産品づくり、あるいはまた地方創生に基づく産品づくりというのですね、さまざま予算がついているのはいいんですけれども、ぜひ成果品を出すように、その辺はそれを消化すればいいということではなくて、ことしの食彩ときわ館といいますか、あるいは拠点施設の、それまでにははっきりしたものを出してほしいなと思って、関連してお聞きしたいんですけれども、ページ数はどこでしたっけ。紅のリンゴの件なんですけれども、研究会に五万円ほど支出しているというふうにチェックしているんですけれども、これも早い話が研究すること自体はいいんですけれども、加工品として出すという、加工品というのはジュースだとかジャムだとかと、そういうふうなものに出していくということを現在も続けていらっしゃるのかどうか。それとも紅の夢というリンゴを生果で出すというようなことを重視していつているのかどうか、その辺の現状、どういうふうになっていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長・農委事務局長併任（横山精逸君）

お答えいたします。紅の夢の関係でございますけれども、現在、年の収穫量が約二百五十五箱ということでございました。生果か加工かということなんですけれども、生果で販売しているのは大体六割程度だと、あとの残りはジュースとかジャムとかチップということで、二つあわせて進めていくということでございました。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

これは弘大や商工会さんも参加したりして、これまで続けてきたんですけれども、これの紅の夢の場合の最大の教訓と
いいますか、それはどういうふうにしてまとめていらっしゃるのか。例えば、絶対的な生産量が足りないんじゃないかと、
それをもっと広げなきゃ加工品として続けていかれないんじゃないかという声も聞いたりするんですけれども、こ
の間続けてきて、二十八年度というよりもその前も含めてのことなんですけれども、加工品をつくっていく上でどうい
うふうな教訓というか、まとめをしていらっしゃるのか。町長でもいいですけれども、担当課でもよろしいので、
お聞きしたいと思います。

○委員長（工藤健一君）

農政課長。

○農政課長・農委事務局長併任（横山精逸君）

これから直売所も新しくオープンするという事で、今でもジュースとかジャムとか出しておりますので、そちらのほ
うにも続けて出していくという事でございます。それから、生果のほうでございますけれども、会ではもう既に都内
のアンテナショップとか、東京青果、大阪青果とか、出荷しているようでございますので、そちらのほうも進めていく
ようでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

ページ数は七十九ページですけれども、関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、委員長よろしいですか。

○委員長（工藤健一君）

はい。

○佐々木政美委員

実は先般、あるところでデイサービスをやっている人のお話を聞きまして、お弁当を年間一千万かかっているという話を聞きまして、例えば食彩ときわ館でそういう事業に手をつけるのか、それとも先ほどのドレッシングとか地場製品のそれもわかるんですけれども、そういうふうなデイサービスをターゲットにした弁当というふうな試みはどうなんですか。町長にお聞きします。

○委員長（工藤健一君）

町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまは関連した具体的なお話でございました。当面はさまざまな国の予算あるいは県の予算をしながら、六次化産業に向けて今鋭意研究、努力している最中でございます。私も産業創造会議のメンバー、そしてまた地方創生の担当職員にも、今の現状でしたら、例えば地元の食材を使ったドレッシングを初め、もろもろの製品も試食させてもらったり食べさせてもらっているというようなお話もしましたけれども、ただ、来年五月あるいは四月の下旬に新装オープンするんだぞと、通年通してあの場所で、あるいは友好都市である田野畑村、あるいはこれから地方創生にかかわる連携しようとしている三重県の紀宝町等々で、どっちでも販売できるような、そういうような形になるものをちゃんとつくれというような檄を飛ばしているのも実際の話でございます。

今のご指摘のデイサービスに限らず、例えば企業とかあるいは老人ホームとか、もろもろこの近辺には点在もしていますので、まずは今具体的な話をしたものはちょっと外に置いて、まず軌道に乗せてから営業努力して、商売に形にするようなものにつなげていくためには、私は将来の検討には値する今具体的な提言だと思っております。当面は我が町

の産品を活用したヒット商品を生み出しながら、そしてまた人を呼び込むための町の食材を使ったレストラン等々、そういうことを主に、まだまだ研究、そして検討が足りないと思っておりますので、オープンに向けてふんどしを締め直してこれから鋭意努力していきたいと思っております。よろしくご理解のほどお願いします。

○委員長（工藤健一君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決します。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

平成二十八年度の一般会計、歳出総額七十七億六千三百六十万円余は、町民の暮らし、福祉、教育に資する予算ではあります。詳しいことは本会議で述べたいと思っておりますけれども、しかしながら、一つは税番号システム整備資金に二千万円ほど、これは行政にとっては効率化に役立つものかもしれませんが、住民にとってはプライバシーの保護や個人の尊厳を守る上でも役に立つものだとは思われぬ。

二つ目は、原子力施設立地助成金二千百万円余りでありますけれども、これにこういう補助金を出すような体制を改めるべきだと思っております。

三つ目は、修学旅行補助金は全廃されたわけでありましてけれども、残すべきものではないかと思っております。

関連して、就学援助費を準要保護世帯も要保護世帯と同額の支給額に改善すべきだというような点から、本会計の認定

に同意できません。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。奈良委員。

○奈良完治委員

平成二十八年度予算額七十一億五千五百万円余り、その中での歳入額が八十億三百六十万円余り、決算額が七十七億六千三百万円余り、歳入歳出差し引きによる繰越金が九千百十七万一千円余り、これを差し引いた実質収支額一億八千百万円余りが黒字となっており、なおかつ依存財源が七八・一％を占める中で、地方交付税、前年度比三・一％の中、減らされても産業育成、社会資本整備、また福祉関係、教育事業などを実践し、全体的にバランスがとれた決算であったと思い、認定するものと賛成します。

○委員長（工藤健一君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

起立多数であります。よって、議案第六十五号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

それでは、議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件のご説明をさせていただきます。

決算書の二百三十二ページをお開き願います。平成二十八年度国保会計決算は、歳入総額が二十三億六千九百四十四万八千五百五十八円、歳出総額が二十三億四千三百七十七万二千二百八十一円となり、差引額は二千六百二十七万五千八百七十七円となったものであります。このうち、財政調整基金へ二千万円を繰り入れし、残りの六百二十七万五千八百七十七円は翌年度へ繰り越しするものであります。

二百、二百一ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

第一款国民健康保険税は、第一項第一目の一般被保険者特別徴収分が二千八十七万五千円余り、第二目の一般被保険者普通徴収分が四億百八十四万九千円余りとなり、このうち現年課税分の収納率は九三・八%となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収分は一千九十六万九千円余りとなり、現年課税分の収納率は九九・七%となったものであります。

次のページをお開き願います。第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は町の療養給付費に対する国の定率負担分で三億七千九百九十七万九千円余り、第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出金に対する国庫負担分で一千七百五万四千円余り、第三目の特定健康診査等負担金は特定健診及び特定保健指導に係る費用に対する国庫負担分で四百三十三万九千円となったものであり、国庫負担金総額の収入済額は四億百三十七万三千円余りとなったものであります。第二項国庫補助金第一目財政調整交付金の収入済額は一億五千四百七十九万九千円で、内訳は療養給付費等に係る普通調整交付金が一億四千九百一十一万四千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や制度改正に伴うシステム改修費などに対応したもので四百九十六万五千円となったものであります。

次のページをお開き願います。第四款療養給付費交付金第一目の療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等に

対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で六千五百二十四万三千円となったものであります。

第五款第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳から七十四歳までの前期高齢者の加入率等により、各保険者間の負担調整分で三億六千二百二十六万円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は特定健診等に係る費用に対する県負担金で四百三十三万九千円、第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出金に対する県負担金で一千七百五万四千円余り、第二項県補助金第一目の財政調整交付金の収入済額は一億四百四十四万五千円で、内訳は療養給付費等に係る普通調整交付金が八千三百六十六万四千円、特別調整交付金は医療費の適正化に資する事業や健康づくりに資する事業に対するもので二千七十八万一千円となったものであります。

第七款共同事業交付金第一項第一目の高額医療費共同事業交付金は、一件当たり八十万円を超える額に一定率を乗じて得た額が国保連から交付されるもので七千六百九十六万六千円余り、次のページをお開き願います、第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、八十万円までの部分に一定率を乗じて得た額が交付されるもので四億九千四百五十四万四千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分で一億九百二十三万七千円余り、二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費等で二千八百二十七万九千円、三節の助産費等繰入金は出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れしたもので三百三十六万円、四節の財政安定化支援事業繰入金は国保財政の安定化を図るため繰り入れしたもので七千三百六十二万六千円、五節の特定健康診査等繰入金は特定健診等に係る職員の給与費等に対し繰り入れしたもので七百九万六千円、これらの繰入金は一般会計から繰り入れしたもので、総額は二億二千百五十九万八千円余りとなったものであります。第二項基金繰入金第一目の財政調整基金繰入金は、保険給付費等の財源に充てるため基金を二千四百万円取り崩したものであります。

第十款繰越金第一項第二目その他繰越金は前年度からの繰越金で四百七十七万一千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は、過年度分の国保税の納付の際に発生する延滞金で二百二十二万一千円余り、第三項雑入第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等における治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を使用者が納付したもので八十二万七千円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百十六、二百十七ページをお開き願います。第一款総務費第一項総務管理費第一目の一般管理費は職員の人件費等の経常経費が主なもので、支出済額は二千九百四十八万七千円余り、第二目の連合会負担金は青森県国保連の運営事務に係る町負担分で百三十九万四千円余り、次のページをお開き願います、第三項第一目の運営協議会費は国保運営協議会委員報酬が主なもので二十二万一千円余りの支出となったものであります。

第二款保険給付費第一項療養諸費第一目の一般被保険者療養給付費は十一億三百六十八万六千円余り、第二目の退職被保険者等療養給付費は四千三百五万六千円余り、第三目の一般被保険者療養費は一千七万円余り、第四目の退職被保険者等療養費は二十二万一千円余り、次のページをお開き願います。第五目審査支払手数料の四百五十四万八千円余りを加えた第一項療養諸費の支出済額は十一億六千百五十八万三千円余りとなり、前年度比二千六百五十万七千円余りの増となったものであります。第二項高額療養費は、第一目の一般被保険者高額療養費から第四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までを合計しまして一億七千百四十四万一千円余りで、前年度比二千五百六万円余りの増となったものであります。第四項出産育児諸費、次のページをお開き願います。第一目の出産育児一時金は十二件分、五百四万円、第五項第一目の葬祭費は三十九件分で、百九十五万円となったものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金と第二目の後期高齢者事務費拠出金を合わせた社会保険診療報酬支払基金への支出済額は二億四千八十三万四千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の加入率により、二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせて十六万八千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第六款の介護納付金は、国県等の公費負担分と介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源とし、介護費用の負担分として納付したもので一億一千三百五十二万円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金から第三目の保険財政共同安定化事業拠出金は、青森県国保連が事業主体となり、高額な医療費に県内全市町村が共同事業として対応するための拠出金として五億二千六百七十四万四千円余りを支出したものであります。

第八款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診に係る職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なもので、支出済額は二千三百七十六万円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費や医療費通知業務委託料などが主なもので三百三十四万六千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、当該年度において基金を取り崩し、底をついた状態であったことから、法定外繰入金を含む六千八十二万四千円を積み立てしたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目と第二目の保険税還付金は、社会保険等に加入後、国保の脱退手続きがおくれたことによる国保税の還付金で、一般分が百七十三万六千円余り、退職分が十七万円、次のページをお開き願います。第三目の償還金は、平成二十七年度療養給付費等国庫負担金の精算に係る返還金で七十一万一千円余りとなったものであります。

議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明は以上であります。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百二十九ページの歳出の委託料、この中でジェネリック医薬品利用差額通知業務委託料と、ジェネリック医薬品も推奨されているというか、我々が病院に行ったときもですね、ということなんですけれども、これはどこに委託したという内容なんでしょうか。その辺、説明してください。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。まず、委託先は青森県国保連合会でございます。内容につきましては、年二回通知してございますが、実際に被保険者の方が薬剤をお使いになったその負担額、費用額、それをジェネリック医薬品にかえた場合にこれだけになりますということで、その差額がわかるような形でご通知さしあげて、ジェネリック医薬品を推奨するという形にしているものでございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百二十五ページですけれども、先ほど共同事業拠出金のことです。総額で五千二百六十七万ほどでしょうか、支出済額が。これは、説明では全市町村の協力でやっているんだという説明であったんですけれども、具体

的にもうちょっと、八十万円以上という医療費は具体的にその中で藤崎町においてはどのような疾病といたしますか、そういうのが多いんでありましょうか。その辺はどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。二十八年度につきまして、まだ詳細な分析はできておりませんが、二十八年度の中のある月、手元では昨年五月一カ月分の診療結果を国保連が集計したものがございまして、それを見ましたところ、一番大きいのが新生物、がんが全体の二割ほど、そしてその次に多いのが心疾患、その次に循環器系というふうな順位といたしますか、比較的多いのがその新生物が二〇%、心疾患が一七%、その次一五%、こんな形で統計上出てございます。現時点で分析できている疾病に関する疾病分類ということではそのような状況になってございます。以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

一般会計ともかかわるんですけれども、がんの検査の無料化だとか進めてきたわけなんですけれども、その辺、具体的にがん検診といたしますか、そういうのはどれぐらいの形で推移して、進捗、進展しているものなのかという点についてはどうでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

国保の会計では、がん検診については財源は入っておりません。特定健診が国保の財源としては保険者でありますので、そちらのほうで特定健診という形で出ております。特定健診については大体四七%で、県内でも大体上位のほうであります。がん検診についても、胃がん、肺がん、大腸がん等々がございますが、大体三割から四割弱ということで、基本的には若干検診率が上昇傾向にあるという傾向がございます。以上です。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

もう一つ、歳入、保険料についてお聞きいたします。歳入のところで保険料についてですけれども、トータルで国民健康保険税が条例改定によって引き上げになったということもあるんですけれども、所得が伸びているんだという説明もあわせて行っているんですけれども、この所得の伸びというのはどの辺に、いわゆる課税客体、調定額にかかわることなんですけれども、それはどれぐらいのものだと見ているんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。国民健康保険税決算の概要は、平成二十八年度末で加入世帯数が二千四百九十四、被保者が四千四百五十八人と、二十七年度と比較して世帯数で九十一、被保者で二百二十五人の減となっております。こういう状況の中で二十八年度は税率の引き上げを行いまして、現年度課税分の収入済額は二十七年度比五千三百八十八万円余りの増ということになりました。税率引き上げのほか、二十八年度は住民税ベースでの農業所得者で新たに個人町民税均等割、所得割を納める方がそれぞれ九十名余りずつ増加しておりまして、住民税の税額でも前年度比千八百六十八万円余り増

加しております。そのため、国保税におきましても農業所得者の方も多く国保に加入しているということから、基礎分で限度額を納める方が前年度比三十八世帯増の九十二世帯となっております。また、所得がふえたということと逆に、二割・五割・七割の軽減対象世帯も基礎分全体で前年度比百十七世帯減となっており、千四百二十二世帯が軽減対象世帯となっております。これらのことが平成二十八年度国保税が伸びた要因ではないかと考えております。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

国保財政は町民の医療、健康にとって役立つ予算でもあります。そして、この平成二十八年度の国保特別会計の決算におかれましては、収入もふえているという説明もありました。しかしながら、平均でいきますと一〇%余りの引き上げであり、特にその中で引き上げ幅が四十代の夫婦二人世帯であれば、所得が二百三十万円余りで税額が四十七万円ほどにもなるという、一四・二%も引き上げられるものであります。県移管に伴って実務的にも、あるいは基準外繰出しを減らすためにも必要であったという主張で、措置でありますけれども、私としては子育て世帯の負担を軽減するためにも、国保世帯の保険料軽減の負担軽減のために引き続き努力すべきであったというようなことから、認定に賛成できません。

○委員長（工藤健一君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。阿部委員。

○阿部祐己委員

私は、議案第六十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に賛成するものであります。その理由としては、国保税率を引き上げたことは決して喜ばしいものではないにしても、実質単年度収支の赤字を解消し、国保会計の財政運営を安定化させるためのやむを得ない取り組みであり、結果として黒字決算となったことは評価できるものであること。また八千七百万円余りの財政調整基金を保有しており、不測の事態や今後の制度改正等にも対応できるものであることなどから、本件に賛成するものであります。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤健一君）

起立多数であります。よって、議案第六十六号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十七号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

それでは、議案第六十七号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまし

て、ご説明申し上げます。

決算書の二百五十八ページをお開き願います。平成二十八年度後期高齢者医療会計の決算は、歳入総額が三億六十四万三千五百四十三円、歳出総額が二億九千八百四十三万五千二百六十六円、差引額は二百二十万八千二百七十七円となり、これを翌年度へ繰り越ししたものであります。

二百四十六、二百四十七ページをお開き願います。初めに、歳入をご説明いたします。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入済額は四千五百七十八万一千円余り、第二目の普通徴収保険料は、一節の現年度分と二節の滞納分を合わせて二千四百六十五万三千円余りとなり、普通徴収保険料の収納率は九三・六％となったものであります。また、保険料総額の収入済額は七千四十三万四千円余りとなり、収納率は九七・七％。不納欠損は実人員が一名で、金額は四千円となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目事務費繰入金の収入済額は二千百六十三万九千円余りで、その内訳は、後期高齢者医療事務に係る町職員の職員給与費等繰入金が一千五百三十八万八千円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費繰入金が六百二十五万一千円となったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、四千八百四十八万二千円余り、第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分で一億五千八百七十六万七千円余り、これらの繰入金はいずれも一般会計から町負担分として繰り入れしたものであり、繰入金の総額は二億二千八百八十九万円余りとなったものであります。

第四款繰越金は前年度からの繰越金であり、百二十六万一千円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百五十四、二百五十五ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常経費、後期高齢者医療システムの保守業務委託料などが主なものであり、支

出済額は一千四百九十三万六千円余りとなったものであります。第二項第一目の徴収費は保険料の徴収にかかった費用であり、支出済額は四十五万二千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金は二億八千二百九十九万円余りで、内訳は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分の保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金が一億一千七百九十七万一千円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が六百二十五万一千円、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であります療養給付費負担金が一億五千八百七十六万七千円余りとなったものであります。

議案第六十七号平成二十八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明は以上でございます。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第六十八号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

議案第六十八号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

平成二十八年度の実質収支についてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが三百二ページをお開き願います。平成二十八年度の決算は、歳入総額が十八億八百九十一万八千百五十八円、歳出総額は十七億三千五百九十二万二千二百二十七円となり、歳入から歳出を差し引いた剰余金七千二百九十九万六千九百三十一円は、その全額を地方自治法第二百三十三條の二の規定により介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

次に、歳入歳出決算書款項別集計表、また詳細につきましては決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それでは、二百六十四ページの歳入歳出決算書款項別集計表をお開き願います。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

第一款保険料第一項の介護保険料は、調定額三億二千八百五十八万六千八百九十円に対し、収入済額三億一千四百八十四万三千四百十円で、収納率は九五・八％となりました。

第三款の国庫支出金は四億六千七百八万七千七百七十円となり、第四款の支払基金交付金は四億五千六百三十六万五千円、第五款の県支出金は二億四千九百五十三万四千八百九十円となったものであります。

続きまして、第六款の財産収入は介護保険財政調整基金の利息であり、五万四千六十円となったものであります。

第七款繰入金第一項の一般会計繰入金は二億七千七百五十万円となり、第二項の基金繰入金四千四十九万一千円は介護保険財政調整基金からの繰入金であります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百六十六ページをお開き願います。

第一款の総務費第一項の総務管理費四千二百十九万九千七百九十四円は職員人件費等が主なものであり、対前年度比

九・六％の増となりました。増加した要因は人事異動によるものであります。

次に、第二項の徴収費五十四万九千五百九十七円は、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。

次に、第三項の介護認定審査会費一千八百八十六万二千四百七十円は介護保険の要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会の負担金五百十三万九千円が主なものであります。

次に、第四項の趣旨普及費二十六万四千七百八円は、介護保険制度普及のため、第五項の介護保険運営協議会費十二万千六百六十円は介護保険運営協議会の費用であります。

次に、第二款の介護給付費は十六億六百六十四万四千七百七十六円となり、対前年度比〇・三％の減となったものであります。

次に、第三款の地域支援事業費第一項の介護予防事業費六百六十九万五千九百十六円は、一号被保険者全てを対象とした一次予防事業と、要介護状態になるおそれが高いと認められた高齢者に対する二次予防事業の経費であり、介護予防のための運動機能の維持向上のための事業や閉じこもり予防事業を実施したものであります。

次に、第二項の包括的支援事業・任意事業費三千三百四十三万三千三百九十四円は、地域包括支援センターの運営に係る費用等であります。

次に、第四款の基金積立金第一項の基金積立金三百九万八千円は、介護保険の財政調整基金から発生した利子と支払基金から二十七年度介護給付費の精算金を介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

次に、第五款諸支出金第一項の償還金及び還付加算金千九百九十六万三千四十四円は、平成二十七年度分の国県等への精算であり、第三項の繰出金千四十一万三千三百十一円は一般会計との精算による繰り出しであります。

次に、決算事項別明細書により、重点部分のご説明を申し上げますので、二百七十二ページをお開き願います。

歳入の第一款保険料第一項の介護保険料第一目の第一号被保険者保険料は三億一千四百八十四万三千四百十円となり、

徴収率は九五・八％、対前年比で三・九％のアップとなりました。今後とも制度の普及説明と訪問徴収を強化し、徴収率向上に努めるものであります。なお、お亡くなりになった方や督促に応じない二年の時効による不納欠損額は四十名、二百四十五万八千二百五十円となりました。

次に、第三款の国庫支出金第一項国庫負担金第一目の介護給付費負担金三億四百八十万七千三百十円は、居宅介護給付費に対する二〇％、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。

次に、第二項の国庫補助金第一目の調整交付金一億四千五百五十六万一千円は、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準と給付費の状況により調整した結果支出されるものであり、八・九九％の交付となったものであります。次に、第二目の地域支援事業交付金（介護予防事業）の百九十三万二千元は、介護予防事業費に対する二五％分の国の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）一千三百九十六万七千四百六十円は、包括的支援事業・任意事業に対する三九％の国の法定負担金であります。次に、二百七十四ページをお開き願います。第四目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）八十一万九千四百円は、介護予防・日常生活支援総合事業に対する一二・五％の国の法定負担金であります。

第四款の支払基金交付金第一項支払基金交付金第一目の介護給付費交付金四億五千四百二十八万三千元と第二目の地域支援事業支援交付金二百八万二千元は、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費と、介護予防事業費に対する二八％分の法定負担金であります。

次に、第五款の県支出金第一項県負担金第一目の介護給付費負担金二億四千百四十五万七千四百十円は、居宅介護給付費に対する一二・五％と施設等介護給付費に対する一七・五％の県の法定負担金であります。次に、第二項の県補助金第一目の地域支援事業交付金（介護予防事業）九十六万六千元は、介護予防事業に対する一二・五％の県の法定負担金であります。次に、二百七十六ページをお開き願います。第二目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）

六百九十八万三千七百三十円は、包括的支援事業費等に対する一九・五％の県の法定負担金であります。

次に、第七款の繰入金第一項一般会計繰入金第一目の介護給付費繰入金二億七百四十八万八千円は、介護給付費に対する一二・五％の町の法定負担金であります。次に、第二目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）九十五万二千円は、介護予防事業費に対する一二・五％の町の法定負担金であります。次に、第三目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）六百九十八万五千円は、包括的支援事業費に対する一九・五％の町の法定負担金であります。次に、二百七十八ページをお開き願います。第四目のその他一般会計繰入金五千六百七十二万円は、職員人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金であります。次に、第五目の低所得者保険料軽減繰入金五百二十二万六千円は、所得段階第一段階の方の保険料を五％軽減したことにより繰り入れしたものであります。第二項の基金繰入金第一目の介護保険財政調整基金繰入金四千四十九万一千円は、財源補填のため基金から繰り入れしたものであります。

次に、歳出の大半を占めます保険給付費につきましてご説明を申し上げますので、二百九十ページをお開き願います。

第二款の保険給付費第一項介護サービス等諸費第一目の介護サービス等諸費十四億二千七十八万九千六百九十七円は、要介護の認定を受けた方がお使いになったサービス給付費であり、対前年度比では〇・七％の減となりました。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費が五億四千六百六十四万八千八百九十円、前年度比二・六％の減、地域密着型介護サービス給付費が二億八千五百九十三万九千四百二十一円、前年度比三・二九％の増、施設介護サービス給付費が五億一千六百九十一万三千六百四十三円、前年度比一・〇％の増となったものであります。第二目の介護予防サービス等諸費五千四百九十四万一千百十六円は、要支援の認定を受けた方がお使いになった介護予防に係る費用で、対前年度比では〇・八％の増となりました。

次に、第三項の高額介護サービス等費第一目の高額介護サービス等費四千六十二万三千四百十七円は、同一月内に受けたサービスの自己負担額がそれぞれの世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給されるもので、〇・

五%の増となりました。

次に、第四項高額医療合算介護サービス等費第一目の高額医療合算介護サービス等費三百六十三万七千七百四十円は、介護保険と医療保険の両方を利用したときの年間の自己負担額が世帯の所得状況により定められている額を超えた場合に支給したものであります。

次に、二百九十二ページをお開き願います。第五項の特定入所者介護サービス等費第一目の特定入所者介護サービス等費八千五百五万三千三百十四円は、所得の低い方が施設サービス等を利用した場合に、所得段階に応じてその食費、住居費等の一部を支給したものであります。

次に、二百九十四ページをお開き願います。第三款の地域支援事業費第二項包括的支援事業・任意事業費第一目の介護予防ケアマネジメント事業費四百四十一万九千円と、第二目の総合相談・権利擁護事業費六百一万三千円、第三目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費千五百四十一万七千七百二十四円は、地域包括支援センターの運営に係る費用であります。

次に、二百九十六ページをお開き願います。第五目の在宅医療・介護連携推進事業費は、医療機関と介護事業所との間の入退院に係る情報提供やルールづくりに関する費用であります。第六目の生活支援体制整備事業費は、生活支援を必要とする高齢者に家事援助サービスを提供する団体に構成する生活支援協議体と生活支援コーディネーターの設置費用であります。第七目の認知症総合支援事業費は、認知症が疑われる方やその家族を初期の段階から集中的にサポートするチームや相談支援推進員の費用であります。第八目の地域ケア会議推進事業費は、困難ケースの検討や解決のための費用と新たな社会資源や政策形成や地域包括ケア会議の費用であります。

以上、平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての概要であります。

○委員長（工藤健一君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。相馬委員。

○相馬勝治委員

ちょっとささいなことですけれども、三百二ページの翌年度へ繰り越すべき財源のうち、各議案にもあるんですけれども、事故繰越し繰越額というのがあるんですけれども、これはどのようなときに使うんですか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

基本的にこれは多分介護保険とかの会計では出てこないと思うんですが、当該年度中に例えば建設工事とかがありまして、そういう場合支払いができないようなことがあれば、それを翌年度に繰り越しするという内容だと理解しておりますが、多分介護とかそういうことでは出てこないつもりです。

○委員長（工藤健一君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

介護保険に出てこないというのであれば、やっぱりこういうのは削除したほうが、どうなんでしょう。いいんですか、悪いんですか、それ。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

済みません、これは地方自治法の中に様式がありまして、調書というのはこういうふうな様式でありますので、全ての決算の様式がこういうふうに定められているので、その様式を変えることはできないはずでございます。

○委員長（工藤健一君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

では、今までこれ、使ったことはないという認識でよろしいんですか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

この類いの事業としては多分ないと思います。私は引き継いでから一切そういうことはありません。国保でもなかったはずですが。係長時代からこれではあったことはないと記憶しております。

○委員長（工藤健一君）

浅利委員。

○浅利直志委員

要支援一・二を自治体のサービス事業にするということで、新しい介護の新サービスをする団体だとかはこの間できたものなんでしょうか。その辺はどういう現状なんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

要支援の通所サービスについては制度が変わりましたので、いわゆる給付費としては支出されておられません。そのかわり、このページでいけば二百九十二ページに地域支援事業というのがありまして、その中のほうから支出されるということになります。以上です。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

藤崎の場合は介護というか、従来のヘルパーさんがやっている事業だとかも含めて、先ほどの自治体として町内会にも見守りをやってほしいとか、あるいはさまざまな介護の見守り、予防だとかの事業を依頼したりしているんですけども、介護予防といいますか、そういうものをケアの事業包括支援といいますか、そういうものを取り組む新たな事業所というか個人というか、そういうものは出現したんでしょうかということを知っているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（工藤健一君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

協議体というものをまずつくっております。それから、社協の職員の中にコーディネーターという職員を配置しております。具体的にそうすれば生活に関係するサービスを発生したのかという質問に関しては、まだそういう体制はあるのですが、そういう要望がまだないという現状でありまして、まだそういうサービスを必要とする方が発生していない状況でありまして、つまり給付費も発生していないということでもあります。やる側はもう体制はできております。以上で

す。

○委員長（工藤健一君）

ほかにありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤健一君）

異議なしと認めます。よって、議案第六十八号は認定すべきものと決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 午後二時二十七分
